

米国・ウィスコンシン州における福祉事務所の民間委託の変遷

—2006 年以降の委託契約の分析を中心に—

○北星学園大学 木下武徳 (3220)

ウィスコンシン、福祉事務所、民間委託

1. 研究目的

近年、生活保護利用者が増加する中で、2013 年に生活保護基準の大幅な切り下げが行われ、生活保護法改正法の成立、生活保護の利用に至らない人への相談支援事業等を規定した生活困窮者自立支援法の成立と、生活保護分野で矢継ぎ早に改革が行われている。これらは当然、生活保護の実務を担う福祉事務所のあり方にも大きく影響をされると考えられる。

そのなかで、筆者はアメリカの子どものいる世帯の公的扶助「貧困家庭一時扶助」(TANF)の動向を追ってきた(木下 2014 等)。特に、市場の論理によって変革してきたウィスコンシン州の福祉事務所の改革に注目してきた(木下 2007)。本州では福祉事務所である W-2 機関を競争入札により、NPO や営利企業に民間委託を可能とし、成果指標を通して収益が得られる仕組みを作るなど、市場の論理に基づいた福祉事務所改革が行われてきた。筆者のこれまでの研究では、本州の研究は福祉事務所の委託契約や成果指標を中心に 2006 年までフォローしてきた。しかし、その後の研究が途上であったため、2006 年以降の委託契約や成果指標はどのようになっているのかを明らかにしつつ、そこから公的扶助における市場の論理のあり方について、さらに考察することを本研究の目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究では、ウィスコンシン州の公的扶助(TANF)プログラム、ウィスコンシン・ワークス(W-2)の委託契約における競争入札と成果指標の変遷に注目する。これらを規定した 2006 年以降の委託契約の内容の分析を中心として、2013 年 3 月に筆者が実施した W-2 機関へのインタビュー調査、その他公文書や地元新聞等の内容を加味して、公的扶助の実施において市場の論理がどのように機能しているのかを検討する。

3. 倫理的配慮

本研究は日本社会福祉学会の倫理綱領に基づいて実施した。要旨では、出典等は、下記以外は、紙幅の都合で割愛せざるをえないが、当日には適切に明記した資料を配布する。また、インタビューの対象者については匿名として、個人が特定されないよう配慮した。

4. 研究結果

前史として、1997 年から 2 年毎に委託契約・入札が行われてきたが、州内最大都市のミルウォーキーの民間団体の不正が続いた。特に、州最大の W-2 機関となった NPO の OIC が議員への収賄で契約期間中に撤退し、事業運営が大きな混乱に陥った。

1) 2006 年委託契約：ミルウォーキーの 5 地区については、OIC 事件を受けて、これまで一括で委託されていた業務を、①ケースマネジメント機関(現金給付も担う)、②職業開発紹介機関、③障害者等の所得保障である補足的所得保障(SSI)利用援助機関の 3 つに

分割して、それぞれ競争入札をした。これによりミルウォーキーでは、4つの民間が入り混じり委託事業を担うことになった。また、それまでの成果ボーナス（収益）は削除され、成果指標を達成すると、当初不払いであった20%の費用が償還される「インセンティブ収入」を設けた。また、契約期間が2年から4年に延長された。

2) 2011年委託契約：ミルウォーキーの5地区については、業務範囲の見直しが行われ、①資格審査・アセスメント機関（EAA）、②W-2就労機関（現金給付も担う）、③SSI利用援助機関に整理された。EAAは州政府の外郭団体である「社会開発委員会」（SDC）が一括して担うことになった。その理由は、民間団体によって資格審査や制裁措置等の運用が異なる批判を受けて1つの団体で一括して担い公平性を保とうとしたことにある。州全体の委託契約は、a)37郡はそれぞれの公的機関、b)34郡は5民間団体、c)ミルウォーキーは5民間団体が入札を得た。なお、成果指標は特に大幅な変化はなかった。

3) 2013年委託契約：本契約では、3つの大きな変革があった。第一に、州全域を10地区に合併し、入札した。第二に、現金給付はW-2機関ではなく、州機関が直接担うことになった。W-2機関は最低限の職員として、W-2事業ディレクター、事業管理者、サービスの質管理者、財務管理者、IT管理者、現金給付・就労支援マネジャーを置くことと、条件が簡素化された。第三に、契約金の支払いは費用償還払いから、利用者一人当たりの支払いに変更した。追加的な支払は成果に応じて支払われることになった。この入札の結果、10地区のW-2機関は8つの民間団体に委託されることになった。また、成果指標を達成できなかったW-2機関は一部または全額の委託費が引き戻される。追加的な成果支払いは5つの指標に基づいてW-2機関との個別の交渉によって支払われる。さらに、契約期間は4年契約であるが、2年延長が4回までできることになった。つまり、問題がなければ、12年間も契約を維持することができるようになった。

5. 考察

2013年の委託契約で最も興味深い点は、これまでほぼ郡の数だけあった委託契約を10に再編して大きく効率化させ、W-2機関は全て民営化された。一方で、これまで民間委託されてきた現金給付業務が公的機関に戻り、また元来2年間だった契約期間が4年間に伸びただけでなく、最長12年間まで延長可能となったことである。このように、就労支援については、市場の論理に基づいて効率化が大幅に進められたが、政府の説明責任と効率的な運用のために、市場の論理とは逆行する改革も行われたと言えよう。

主な参考文献

Wisconsin Legislative Fiscal Bureau (2007, 2009, 2011, 2013) *Wisconsin Works(W-2) and Other Economic Support Program, Informational Paper.*

木下武徳（2007）『アメリカ福祉の民間化』日本経済評論社。

木下武徳（2014）「アメリカにおける公的扶助の政策課題」『総合社会福祉研究』、no43。

【本研究は、JSPS 科研費 23730534 の助成を受けたものです。】